

平成28年白老町議会総務文教常任委員会協議会会議録

平成28年11月28日（月曜日）

開 会 午後 1時00分

閉 会 午後 3時00分

○会議に付した事件

1. コミュニティ・スクール基本構想（案）について（学校教育課）
 2. 第4次白老町男女共同参画計画素案について（生活環境課）
 3. 東町福社会館の閉館について（生活環境課）
-

○出席委員（6名）

委員長	小西秀延君	副委員長	及川保君
委員	前田博之君	委員	大淵紀夫君
委員	吉谷一孝君	委員	西田祐子君

○欠席議員（1名）

委員 吉田和子君

○説明のため出席した者の職氏名

学校教育課長	岩本寿彦君
学校教育課主幹	藤澤文一君
学校教育課指導主幹	井内宏磨君
生活環境課長	山本康正君
生活環境課主査	小野寺修男君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長	南光男君
主査	増田宏仁君
書記	葉廣照美君

◎開会の宣告

○委員長（小西秀延君） ただいまより総務文教常任委員会協議会を開会いたします。

（午後 1時00分）

○委員長（小西秀延君） 本日の協議事項は、白老町小中一貫型コミュニティ・スクール基本構想（案）についてであります。最初に担当課からの説明を求めます。

岩本学校教育課長。

○学校教育課長（岩本寿彦君） お疲れのところ貴重なお時間をいただきましてありがとうございます。本日は昨年度より導入に向けて教育委員会のほうで準備を進めてまいりました。小中一貫型コミュニティ・スクールにつきまして今年度内、来年3月に設立する見込みとなりましたので、本日は概要説明並びに、今後のスケジュール等についてご説明をさせていただきたいと思っておりますのでどうぞよろしくお願ひいたします。それでは早速井内指導主幹のほうより概要説明について、お話をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○委員長（小西秀延君） 井内主幹。

○学校教育課指導主幹（井内宏磨君） それでは、私のほうから改めまして白老町小中一貫型コミュニティ・スクール基本構想（案）について説明をさせていただきます。7ページに詳細を記載してございますが、本日はわかりやすく概要版を作成いたしましたので、それを用いての説明とさせていただきますと考えております。

1ページをお開きください。小中一貫型コミュニティ・スクールですけども小中一貫教育とコミュニティ・スクールの二つの制度を同時に行うものです。ですから本日は、それぞれについて説明をさせていただきたいと考えております。小中一貫教育についてです。1ページ左側をごらんください。求められる背景ですが、教育基本法、学校教育法の改正により、義務教育の目的・目標規定の新設がされたことにあります。続いて近年の教育内容の量的・質的充実ということで、小学校でも外国語教育が行われておりますし、理数教育の充実ということも求められております。続いて、四角の3点目です。児童生徒の発達の早期化等にかかわる現象ということで、最近の児童生徒ですけども発達が非常に早いということで身長の伸びも、今までは14歳から15歳がピークといわれておりましたけど、現在12歳から13歳というものもありますし精神的にも発達が早いといわれております。続いて、四角の四つ目でございます。中学校進学時の不登校いじめ等の急増など中1ギャップの対応ということで、中1ギャップは皆さんご存じかと思っておりますが、不登校、いじめ等です、中学校に上がると急増するというデータとして挙がっております。そして最後です。少子化に伴う学校の社会性育成の機能の強化必要性ということで、少子化核家族化が進んでおります。異学年集団との交流というのも少なくなっておりますので、そういう部分も求められる背景ということになってございます。それで必要性でございます。心豊かにたくましく生きる力を一貫した教育方針のもと、義務教育9年間を通してしっかりと培うことが必要となってきております。それは小中一貫教育ということが今求められているわけですけど、ここに記載してありますとおり子供の変化や教

育に対するニーズを受け、小学校と中学校で目指す子供像を共有し、教育方針や指導方法などの一貫性を確保し、義務教育9年間を通して、地域の子供にふさわしい教育を行う教育活動のことというところでございます。まず小中一貫教育というのが1つ目でございます。続いてコミュニティ・スクールでございます。横文字で記載されておりますけど文部科学省等の文章には学校運営協議会制度といわれております。背景としましては5点記載してございますが、多様かつ高度な要請、開かれた学校運営が今求められていること、そして学校運営協議会制度の制度化がなされたこと、そして地域社会、家庭教育の教育力の低下、学校が抱える課題の複雑化・困難化、そして地方創生における学校・地域の連携・協働の重要性、社会総がかりで教育をしていく必要性というのが背景にございます。これらのことを踏まえて地域の子供にふさわしい学びや育ちを支援する体制づくりが必要だということでございます。ではコミュニティ・スクールとは何かといいますと、学校、保護者、地域の方々等による「学校運営協議会」が設置された学校のことをコミュニティ・スクールといっております。

続いて2ページをお開き下さい。ここからはコミュニティ・スクールの詳細について説明をさせていただきます。学校運営協議会制度とは何かということですけど、四角の枠に書いてあります1番下の行です。学校と地域住民や保護者等が力を合わせて学校運営に取り組むことが可能となる制度といわれております。ではその性格ですけど下の四角に移ります。(1) 学校運営協議会は学校の基本方針を承認し、学校運営に関して主体的に意見を述べるなど一定の権限を有する合議制の機関ということになります。ここで議員の皆さまに関しては今現在行われている学校評議員委員とどのような違いがあるのかという疑問をお持ちになる方がいらっしゃるかと思いますけど、学校評議員制度と比べて大きな権限と責任を有するという部分で違いがございます。(2) 設置についてですが教育委員会が設置する学校を定めることとなります。そして会則等については教育委員会規則で定めることとなっております。(3) 委員の任命に関しては教育委員会が任命することとなっております。(4) 業務内容です。①校長が作成する学校運営の基本方針を承認する。これをしなければ学校運営協議会として認められません。②学校運営に対して意見を述べるができる。③教職員の任用に関して、教育委員会に意見を述べるができる。先ほど申し上げたとおり学校評議員制度とはその権限、責任が大きく異なっております。ここからは白老町の取り組みです。(1) 目的は大きく子供、学校、地域・家庭ということで3点掲げてございます。子供に対してですけど、子供の豊かな学びを創造し「生きる力」を育んでいきたいと考えております。多様な人たちとかかわる中で、子供の自主性や社会性を育むこと。地域の人たちと学びをとおしてふるさと白老を愛する心を育てること。学校、家庭、地域と連携、協働し子供の安全・安心を守ることです。では学校はといいいますと、学校・家庭・地域の連携を深め共創・協働の学校づくりを進めることでございます。学校や地域の課題を共有し、解決を図る。地域、家庭の力を積極的に学校の中に取り入れ教育活動の充実を図ることでございます。では家庭・地域ではどうかといいますと、学校を中心とした地域ネットワークを形成し、学校・地域の活性化を図るということでございます。具体的には、保護者や地域の方々の知識、技能、経験を子供のために発揮しやすい環境を整えていきたいと考えています。また子供や教職員とのふれあいを通して、地域の絆を紡いでいきたいと考

えております。

3 ページ目でございます。(2) 設置指定ですが平成29年3月中、白老町立白老小学校と白老町立白老中学校2校をコミュニティ・スクールとして指定したいと考えております。第1回学校運営協議会を3月中に開催いたします。(3) 組織ですが15名以内で考えております。会長1名、副会長1名(委員の互選による)選出ということになっております。委員の詳細に関しましては、資料の12ページ4の(3)に記載してございます。①地域選出委員。②小中学校PTA会長。③白老小学校長、白老中学校長。④地域学校協働本部コーディネーター。⑤学識経験者からなる委員となる予定でございます。3ページに戻ります。(4) 任期は2年を考えております。(5) 開催ですけど会長が招集し、年間3回以上の開催を考えております。予定としましては4月から5月活動計画を策定いたします。6月から1月にかけては学校運営に関する協議となっていますが、学校運営協議会で求められているのは熟議ということで地域の方々、保護者、学校関係者がしっかりと話し合いをしながら方向性を定めていくということイメージしていただきたいと考えております。2月から3月は学校関係者評価に係わる協議、学校運営の基本方針の承認という内容となっております。(6) その他ですけど、本校校区の特徴になります。白老中学校区学校運営協議会委員は白老小学校と白老中学校の委員を兼務し、会議を同時開催することで、小中一貫教育の推進を図ることとでございます。ですから小学校、中学校、コミュニティ・スクールにしますけど委員は兼務、会議は同時開催で1回ということになります。

続いてこれまでの経過について説明させていただきます。推進組織です。(1) 白老中学校区小中一貫型コミュニティ・スクール推進委員会を立ち上げました。これは13名の委員会からなる委員会でございます。(2) 業務内容に関してはこちらに書いてあるとおりです。①立ち上げ準備。②コミュニティ・スクールの理解。③地域への啓蒙ということで取り組んでおりました。(3) 経過です。①6月に第1回推進委員会を行いました。②8月に小中一貫教育、コミュニティ・スクールの北海道で始めて実施しております三笠市のほうに先進地視察を行ってまいりました。③10月に第2回推進委員会で(教育委員会規則について)ご審議いただきました。④12月に関しては(各項の設置要綱について)協議する予定でございます。

続いて見込まれる成果ですけど、こちらに書いてありますように地域との連携による学校運営の改善が図られるほか、教職員の意識改革や学力・学習意欲の向上、生徒指導上の課題の解決等の認識成果があるということとでございます。具体的なイメージどのようになっていくのだろうとそういうイメージを共有したいと思ひまして、「コミスク」だよりを後ろのほうに資料として掲載いたしました。後ろから2枚目、9月号の裏面でございます。シリーズ「緑塾」をごらんいただきたいと思うのですが、中ほどに次のような文面がありますので読まさせていただきます。子供たちには刺しゅうを通して「無限に広がる素敵な文様であること、将来この経験が少しでも知識として記憶に残り、その後の活動に繋げてもらいたい。子供たちの個性を見つけるのは楽しいし、4年、5年、6年と技術が向上するのが嬉しい、そして何よりかかわることで元気をもらえる」これはアイヌ文様刺しゅうを緑塾でやっていただいている講師の先生のお言葉でございます。ここにも記載されていますように、子供たちとのかかわりを通して地域の方々にもやりがい、生きがいもっていただくと

ということが1点。文面にも書いてありますように、ここで培った子供たちの経験がゆくゆくは担い手としての種を植えていくということにも繋がっていくのではないかなと思っています。最後のほうに書いてございますが毎回10名程度参加していただいて、講師の方だけではなく地域の方々とふれあいを通して、子供たちがいきいきと学んでいる様子を理解していただけるのではないかなと感じております。何枚か前に戻ります。「コミスク」だよりの6月号をごらんいただければと思います。白老中BRW「赤十字奉仕団」ですけど、地域清掃実施と書いております。今現在は子供たちだけの生徒だけの活動になっておりますけど、コミュニティ・スクールになることで例えば地域の方々と一緒に清掃活動をするということも考えられるかと思えます。地域の方々と一緒に地域貢献していく、そういう経験を小学校、中学校段階からしていく。ゆくゆくは子供たちが大人になった時にその活動の継承者として町内会活動に積極的に参加するような、子供たちが育っていくように考えております。以上でコミュニティ・スクールについての説明を終了させていただきます。

次は4ページから小中一貫型学校について説明させていただきたいと思えます。4ページの1番上に記載してございますが、小中一貫型教育の大きな柱が自立でございます。その下に小中一貫教育とは記載してございますが、今までも小中連携教育を行っていたのですが、それを発展させ小・中学校段階の教員が目指す子供像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を目指す教育のこと、これを小中一貫教育とっております。その下に補足を記載してございますが、小中一貫教育に関しては平成28年4月に制度化された新しい教育制度でございます。その中で制度類型がございまして説明をさせていただきますが、修業年限に関しては2つ分かれています。1つは9年間で修業年限を考える義務教育学校です。義務教育学校はあくまでも9年間という1つの学校です。卒業証書は1枚しかもらうことがありません。それに対して本町で行っていく小中一貫型学校は、小学校、中学校2つの学校の中で小中一貫教育を行うものでございます。ですから学校は今までどおりの2つです。校長先生も2人の校長先生がいらっしゃいます。卒業証書に関しても小学校の卒業証書と、中学校の卒業証書のそれぞれをもらうこととなります。

続いて校舎に関しての類型もございまして、校舎に関しては施設一体型、小学校と中学校が1つの学校の校舎でやるというものと、施設隣接型イメージとしては萩野小学校と白翔中学校は施設隣接型といわれています。白老中学校と白老小学校の距離が離れているものに関しては施設分離型ということです。白老中学校区は現行の小学校、中学校の施設組織そのままにして小中一貫教育を実施する「施設分離型・小中一貫型学校」ということで小中一貫教育を進めてまいります。白老町の取り組みですけど、具体的には(1)目的として「生きる力」を育み自立を促すということで取り組んでいきたいと思えます。その中で学び、育ち、支えのこの3点をキーワードとして押さえております。学びの部分ですが、学びの部分では系統的、継続的に確かな学びを育むこと。育ちの部分では目指す子供像を明確にし、豊かな心の育成や体力の向上、基本的な生活習慣の確立を図ること。支えに関してはコミュニティ・スクールと連動させ、継続的に地域の子供の成長を支えていくことにしているところでございます。(2)具体的な取り組み内容実践内容〈教育目標・学校経営〉という部分でいいますと、一貫性ある経営方針を策定しPDCAサイクルで評価するということを進めていきたいと思っております。①校訓ですが統一する方向、もしくは統括目標を設定する方向で

考えていきたいと思っております。また学校の経営方針の一貫性を確保するため②白老中学校区学校教育執行方針というものを新たに策定してそれを基に各学校の学校経営方針を作成し学校評価の連携をしていきたいと考えております。

続いて学校教育計画の柱であります〈教育課程〉に関しては一貫性のある教育課程を編成し、9年間で確実に必要な資質・能力を育んでいきたいと考えております。《教科》に関して①一貫性ある教育課程の編成ということで後ほど説明しますが、ふるさと学習を中心に取り組んでいきたいと考えております。②指導方法の統一。③研修等の共同実践の深化なども考えられております。

5ページ目でございます。④学力・学習状況の交流ということで、今までは2つの学校でしたので学力・学習交流も進んでいない状況がございますが、これからは2つの学校を1つの学校と見立てて進めるということで、(全国学力・学習状況調査・定期テスト、進路情報など)交流も積極的に行っていきたいと思っております。⑤特別支援教育に関しては特に情報連携、指導方法一貫性の確保という部分が非常に大事になってきますので、その部分も力を入れていきたいと考えております。⑥現在行っております乗り入れ授業に関しましてもこれはできる範囲でとなっておりますが、これについても実施していきたいと考えております。《道徳教育》、《総合的な学習時間》、《特別活動》、それぞれに関して①全体計画の策定。②重点とする指導項目を統一すること、総合的な学習に関しては「ふるさと学習」「キャリア教育」を基軸に連続性や、系統性の確保をしていきたいと考えております。《特別活動》に関しては異校種の交流を中心にジョイント活動を実施と考えております。《教育課程外》におきまして①生徒指導の情報連携。②部活動の参加の促進と考えていきたいと思っております。以上の実践については必要性を鑑み、優先順位や傾聴をつけながら学校運営に支障や教職員に過度の負担をかけない範囲で段階的に取り組んでいきたいと考えております。

続いて推進組織でございますがこちらに書いてあるように(1)管理職により経営統括会議。(2)全教職員による全体協議会。(3)公務分掌会議。(4)部長及び代表者会議等を行いながら学校を学校中心に連携を図っていきたいと考えております。

続いて見込まれる成果です。「中1ギャップ」の緩和が見られるほか、教職員の意識改革や学習習慣の定着、特別支援教育の充実等の成果認識があるということでございます。課題としては教職員の打ち合わせ時間の確保の問題、教職員の負担感、多忙感の解消という課題も挙げられておりますので、その部分も考慮しながら進めていきたいと考えております。具体的にどのような教育実践をしていくのかということでございますが、小中一貫機能教育の機能を発揮して①継続した教育活動の充実ということを考えていきたいと思っております。②中1ギャップの克服。③異校種連携による教職員の資質能力の向上を図ってきたいと考えております。またコミュニティ・スクールの機能を発揮。①地域の意見を取り入れた学校運営の改善。②地域と連携した教育活動の充実。③地域の人材を活用した環境整備をということを図ってきたいと考えております。

6ページ目でございます。今まで説明した小中一貫教育そして学校運営協議会制度についてわかりやすく図にしたものでございます。白老小学校、白老中学校別々の学校で小中一貫教育を実施していきます。その学校と地域との連携の核になるのが学校運営協議会でございます。構成員として保護者、地域の方、校長、教頭、教員、行政ほかということで15名以内を考えております。任命に

関しては教育委員会で行なっていくことになります。まとめのほうも記載してございますが、普通にご理解していただけたらと思っておりますのでわたくしのほうの説明は以上とさせていただきますと思います。ありがとうございました。

○委員長（小西秀延君） ただいま説明が終わりました。説明終わりました部分につきまして質問のある方はどうぞ。

及川副委員長。

○副委員長（及川 保君） 及川です。素晴らしい取り組みだということはわかるのですが、頭で考えた構想、現実に非常に難しい部分はあると思うのです。説明の中であったように萩野小と白翔中とすぐ目の前2校があるというのならわかるのですが、まだ理解はできるのですが新たな白老小学校、白老中学校、鉄道挟んでの距離も含めてこういう取り組みだけで小中一貫校の成果が期待できるのか。私自身は個別の中でやっていく取り組みは大事なことだと思うのだけど、小学校6年間、中学校3年間ここは一体となった日常の積み重ねが子供たちに大きな影響を与えるのではないのかなと常々思っているのですから、今回の試験的な取り組みになっていくのだろうと思うのですが、期待はするけど非常に難しいのではないかと。主幹の説明にもあったのですが教職員の多忙さ、これから課題にのぼってくると思うのです。それでなくても時間差が足りなくて部分があるものからこのあたりをどう解決していくのか考え方をもっていますか。

○委員長（小西秀延君） 井内主幹。

○学校教育課指導主幹（井内宏磨君） 及川委員がおっしゃられるとおりに平成29年度から始めます。平成29年度でどれだけ成果が上がるのかということをお問われますと正直大きな成果はないだろうと思っております。それは視察に行きました三笠市においてもコミュニティ・スクール5年間をかけて徐々に成果は出てきているのだけど、まだまだ足りない部分はたくさんあります。小中一貫教育に関しても同様のことをおっしゃられていました。またわたくし小中一貫教育全国サミットを先進地視察をさせていただきました。東京都の武蔵村山市のほうに行かせていただいたのですが、同じ内容で同じ方法で取り組んでおられましたけど、まだ始まって2年、3年ということで子供の姿として大きな成果はまだ見られていないなと思っております。ただその前に秋田県の能代市のほうにも教育視察で行かせていただきましたけど、そこでは小中一貫教育の成果が子供の姿として現れていました。小学校1年生、小学校2年生それが積み重なっていった中学校3年生の姿として現れているという状況もありました。秋田県では秋田型授業ということで、25年くらいかけて指導方法の統一をしているのです。それが秋田県の学力向上であり、子供の成長の姿として現れておりましたので、委員のおっしゃられるように日常の積み重ねを大事にしながら、その連携をしっかりと図りながら子供の姿となって現れるような、小中一貫教育を時間をかけて進めていきたいと考えております。わたくしのほうからは以上でございます。

○委員長（小西秀延君） 及川副委員長。

○副委員長（及川 保君） まさにそのとおりだと思う。この制度は途中でもさまざまな課題が出てくると思うのです。積み重ねしかないと思います。子供たちは当然成長していきます。中学1年生、突然校舎が変わって戸惑う子供たちもいると思うのです。その部分も少しでも解決したいと思

うのですから、長い目で見てぜひ我がまちの子供たちの育成に教育も当然そうなのですが、心の教育を大事にして伸び伸びと育てほしいという思いでこの制度、私はぜひいい方向で進めてほしいと思います。

○委員長（小西秀延君） ほかございますか。吉谷委員。

○委員（吉谷一孝君） 吉谷です。まずお伺いしたいのは学校運営協議会制度を用いて保護者であったり、協議会のメンバーの方々この人たちの負担といいますか、会議に対する今まで従来のPTA活動や学校評議委員であったり、活動のほかにふえる仕事はあるのかどうなのかということをお尋ねしたい。あともう一つ言葉尻で申しわけないのですが、地域子供にふさわしい学びや育ちって、ふさわしいという言葉がものすごく気になるのですが、ふさわしいという言葉の意味を教えてください。この言葉子供たちだから個性があつていろんな子供たちがいると思うのです。思ったような育ち方をしてくれる子供たちも、反応してくれる子供たち、そうではない子供たちもたくさんいると思うのです。そういう子供たちを含めるとふさわしいという言葉が必要なのかどうなのか気になるのです。その辺について教えてください。

○委員長（小西秀延君） 井内主幹。

○学校教育課指導主幹（井内宏磨君） 現段階では学校運営協議会とPTA組織は原則別々のものということですので、例えば委員さん入っていただくPTA会長さんなどは負担がふえるのではないかなと思っておりますが、それが年間3回以上ということですので逆に積極的に子供にかかわっていただく、それが負担になっていくのか、ある意味それが喜びになっていくのかという部分は活動の内容次第と思っております。PTA活動を負担と捉える親御さんもいらっしゃいますし、その中に喜びをみだしている方もいらっしゃいますので、活動を充実させていく中で工夫をしていく必要はあると考えております。ふさわしいという言葉なのですが、例えば白老町でいいますとふるさと学習、ふるさと教育というのが非常にポイントになるかなと思っております。その部分でふさわしいですので、地域によって抱えている課題が違うと思います。そういう意味で地域と共に解決していくという意味で、そのふさわしいという言葉の違いですので、個々の生徒を捉えてとは考えておりませんのでご了承いただければと思います。

○委員長（小西秀延君） 吉谷委員。

○委員（吉谷一孝君） ふさわしいという言葉わかりました。個々というのではなくてあくまでも白老らしさということですね。ふさわしいというのは白老らしいという意味合いということで理解いたしました。これによっていわれたように負担がふえるということの中身でしたけど、私も経験しているのですが、負担がふえるということはなり手が今度いなくなるということの想定がされます。私もPTAの活動をしていた中で一番大変なのは委員会、役員をお願いするところが一番大変です。やっていただける方は限られてくる。限られてくる人の中にいろいろな役目がまたその人たちに限られた活動する人たちに集中するのです。またこれがふえるということはその人たちにまた負担がふえるということになり兼ねないということなのです。その辺のところをきちんと配慮していただかないと構想、考え方がいいところはあると思うのですが、そこのところではつきがあるのではないかと懸念されるところです。その辺のところの対応、考え方について教えてください。

さい。

○委員長（小西秀延君） 岩本学校教育課長。

○学校教育課長（岩本寿彦君） ただいまの負担増の話でございます。おっしゃるとおり特定の
人に役目が集中するというのは十分に想定されますので、今の段階でどうこうと言えませんが委員
がいていただいた部分も踏まえて協議会の構成をしていきたいなと思いますのでよろしくお願
いいたします。

○委員長（小西秀延君） ほかに質疑をお持ちの方。

前田委員。

○委員（前田博之君） 何点か、及川委員もお話ししましたが早急というかあまり年数かけた期
待感はできないと思いますけど念頭にして質問します。文部科学省で制度化していますけど、全国
的に義務的導入なのか、しなくてもいいのか制度自身が、文部科学省で強制的に制度つくって各学
校やらなければいけないのかどうか。今話をして長い目でみていろいろな業務や教務負担がふえて
きますので、その辺を考えたら現場でどう対応したらいいのか制度が含んでいても。9年間でやる、
当然小中一貫教育の説明にあったのだけど、実務として小学校、中学校によって学校経営が違いま
す。それに小中一貫校がふえるから、この部分の学校経営がどのように整合性がもたれるのか、白
老としてどう統一性するのか、小中学校の先生の情報をどのように共有していくのか、これをきち
んとしないとおかしくなると思うのです。それを踏まえて、9年間今の状況を見ると管理職の移動
は2年ぐらいです。このような短い期間で9年間という中で管理職がころころ変わって、先ほどい
った文章が本当に継続できるのか。先生が変われば校長も変わります学校経営も。そういう部分、
教育委員会が何ぼ文章を出しても現場で共通認識が先ほどいった文章が、確保でき見える形で指導
というか方向性が見えてくるのかどうかその辺。もう1つ、事務局体制です。これを見たら教頭、
校長やることになっています。今、井内主幹も言ったようにかなりの事務量がふえると思うので
すけど、地域学校本部についてはコーディネーターとって今臨時職員的なことで有給的なことやっ
ています。本来大事だといっている小中一貫の部分になってくると、事務局が学校長、教頭の事務
量がふえるとその辺どうなる。本当に今の説明なら資料つくだけでも大変だと思う。回数は少な
いけど。教育委員会がどこまで手助けできるのか、任命行為から大変な話です。その辺の4点ほど。

○委員長（小西秀延君） 井内主幹。

○学校教育課指導主幹（井内宏磨君） 文部科学省がどのような展開でいるのかということですが
ど、コミュニティ・スクールについては努力義務ということですので、ゆくゆくはコミュニティ・
スクールにしてない学校のほうが少なくなると捉えています。逆にコミュニティ・スクールにしな
ければ、しない理由を問われるのではないかなと思っています。昨年度、説明会で浦幌町の教育長
様をお招きして講演会をしたのですが、どうせやるのであれば早くやって実践を積み重ねたほう
がいいですよとご助言もいただいております。

続いて小中一貫教育に関しては文部科学省から特に数値的な規定は出ておりませんが、各種研修
会等も積極的にされておりいます。小中一貫教育に関していいますと、地域の自治体から要請のあ
った取り組みであるといわれております。それは先ほども地域らしい教育をどのようにつくってい

くのかという地域からの要請から挙がってきたものということですので、文部科学省のほうでもそれについては今取り組んでいる最中ということしか申し上げられません。細かい資料に関しては10ページ、11ページをごらんいただけるとわかるかなと思いますが、10ページの(2)でございます。コミュニティ・スクールに関しては、学校運営協議会の設置の努力義務化ということでありまして、平成28年4月現在で46都道府県内、2,806校が実施してございます。胆振管内でいいますと、登別市、安平町、壮瞥町で実施してございます。

続いて14ページでございます。14ページの(2)でございますけど、法整備はされましたけどまだまだ小中一貫教育に関しては実施している地域、学校数も少ないです。義務教育学校でいいますと、全国で22校、道内でいいますと斜里町知床ウトロ学校、計根別学園という2校でございます。小中一貫型学校でいきますと、全国的には実施校数は多いのですが、北海道でいいますとまだ実施校ゼロ校でございます。ただ情報によりますと小清水町で実施すると情報もございまして小清水町さんとは連携をとりながら進めていきたいと考えております。

続いて経営の一体化をどのように図っていくのかということでございますが、これにつきましては資料の4ページ目をごらんください。確かに前田委員のおっしゃられるとおり、小学校、中学校それぞれ発達段階が違いますので、経営方針に関しては今現在違っているというのが現状でございます。しかし小中一貫教育ということを進めるにあたって、下から5行目ぐらいに②で書いてありますけど、白老中学校区学校教育執行方針というのを校長先生に作成していただくことにしております。それに基づいて各校の学校経営方針を作成するというで一貫性を確保していきたいと考えております。あと教職員の入れ替わりによって一貫性が確保できなくなるのではないかとというご質問でしたが、それに関しては6ページ目をごらんください。小中一貫教育の下のところには双方向の矢印が出ているかと思いますが、学校運営協議会がそれを監視するといったら変ではありますけど、承認する手続きをもっておりますので、学校運営協議会の中で地域連携については今までこういう経営方針でやっていたのだけどという意見を出していただく中で、一貫性を担保すると考えております。学校教育基本法規則の中でも学校運営を学校運営の一貫制確保する組織を確立するというので、学校運営協議会がその一つになりますということも文部科学省の中で示されておりますので、学校運営協議会を一つにして小中一貫教育をみとっていただくという組織にしていきたいと考えております。これ以上学校の先生たちが大変になっていくのではないかとということですが、確かにいろいろな組織を立ち上げなければ小中一貫教育は進んでいかないと思っております。その段階で事務局であったり、会議の開催であったり確かにスタートした数年は非常に負担がふえると想像されますけど、ゆくゆくは指導方法が同じになっていきますので中学校で新たに指導しなさいなければいけないということが今はままありますけど、それも徐々に解消されるだろうと思っておりますし、生徒指導上の問題、学習指導上の問題そういう日常の積み重ねの部分がクリアされていくと、事務手続きの部分では負担はふえるのかもしれませんが、学習指導や日常の指導という部分での負担の軽減は考えられますので、その部分で教職員の負担が軽減されればと考えてございます。私のほうからは以上でございます。

○委員長（小西秀延君） 前田委員。

○委員（前田博之君） 流れは先ほど説明を受けたのでわかっています。具体的に井内主幹も現場にいたのだから本心でこんな美しいことをいっても、実際に先生方が多忙な中で担任をもったり、何かしたりやっていたのかということです。これだけの事務量がふえてくると正直な話し教育委員会はどこまでやれるのか問題なのです。学校になげたら大変です。結果的にまた教頭のなり手がなくなる。はっきりいうと、そういう部分現実的を直した中で考えた言葉がほしいのです。これを読めばわかる美しいことは。だけど本当に私は義務教育学校ではないと本当の声は出ないと思っています。こういう形だけつくっても、一貫型といったら小学校5、6年のときに生徒指導というものがある。生徒指導の先生、担任の先生、今は軽減されているけど中学校になったら一緒に問題解決する場面もでてくるのでしょうか。学力も学習指導が変わってきて高学年から英語をやるようになる。そうすると今の小学校の先生方はいろいろな研修もあると思うけど、一步踏み込めば中学校の英語の先生もきてやってくれるなどそうなったときにかなり負担をかけるでしょう。そういうときに教育委員会、加配はどういう対応を考えているのか聞きたいのです。流れはわかります。現実今いっていることは直視するわけでしょう。そういうことを踏まえて白老町は努力義務といったけど、きちんと研究した中で踏み込もう導入しようというのが本来の制度であり、先に入ればいいってものではないでしょう。そういう部分が現実に教育委員会あるいは学校長が入って、この導入にあたって議論されたのか今の部分を。井内主幹の立場もあるけどはっきりといったほうがいいのではそういう部分は。それをいわないと現場だって何も教育委員会もいいことだけいっていることになるでしょう。わかるでしょう現場にいたから。私、言葉は悪いけど正直な話をしているのです。そんなに教育って表面的に美しくいっても、現場に行けば大変なことになっているわけでしょう。それ以上質問しないけど。

○委員長（小西秀延君） 井内主幹。

○学校教育課指導主幹（井内宏磨君） 前田委員も学校教育のほうにいらっしゃいましたし、わたくしも現場のほうにおりましたので、おっしゃることも当然わかりますし委員のおっしゃられている時間の負担という部分は大きな課題だと思っております。時間の負担に関しましては教育委員会、校長先生等打ち合わせ等をもちながらその時間を工面できるような体制は整備していきたいと考えております。今現在具体的なことは申し上げられませんが、それについては構想等もございまして何とか時間を確保しながら、教職員が打ち合わせをもったり時間を取れる確保はしていきたいと思っております。あと英語教育、乗り入れ授業の云々かんぬんに関しましては、委員がおっしゃられたように分離型ということで限界は感じております。ただ先ほども申し上げましたとおり、教育内容指導方法の統一という部分では校舎は別々でも研究の進め方、そして研修等によって解決できるものと考えておりますのでそういう部分を重視しながら進めていきたいと考えております。教職員の先生たちにこのことについてはしっかり説明を加えながら、理解の周知を図っていききたいと思っておりますし、教育委員会のイニシアチブという部分も貴重と思っておりますのでその部分は教育委員会と学校、管理職、教職員も含めて連携体制を密にしながら進めていきたいと改めて思っておりますのでどうぞよろしく申し上げます。

○委員長（小西秀延君） ほかが質問お持ちの方。ないようであれば少しお伺いしたいのですが、

1 ページ目のコミュニティ・スクールの上から3段目の四角で一番最後の欄、学校運営協議会は従来の学校評議員よりも権限と責任を有しますということで、次のページ四角の中(4)業務の中で、教職員の任用に関して教育委員会に意見を述べるようになっておりますけど、学校運営協議会が問題を起こした教職員の方がいらっしゃった場合に、教育委員会に対してこの先生は本校に学校運営方針上を不適切であると任用といえるかどうかわかりませんがそのような意見を教育委員会に具申することができるのでしょうか。教育委員会だけで全道の教職員の配置を行うわけではないでしょうから、意見をいえるだけでとどまるかもしれませんが、そのような範囲まで及ぶのかどうかご質問したいのですが。

井内主幹。

○学校教育課指導主幹(井内宏磨君) ご質問ありがとうございます。コミュニティ・スクールの制度がなかなか進まない理由の一つに③番目がございます。教職員の任用に関して意見が述べるができる。ではどのような意見が述べるができるのかという部分をしっかり白老中学校区、そして規則の中で規定していきたいと考えています。具体的には個別の先生に関しては取り扱わないと考えております。先ほど前田委員のほうから話がありましたけど、加配教員をふやしてほしい。そういう意見であったり、体力向上を務めているので体育指導に熱心な先生を入れてほしい、意見・要望であって具体的にあの先生をこうしてほしい、移動させてほしいとなりますと学校運営が立ち行かなくなりますので、その部分は各学校の学校運営教育の規則の中で明確に定めてやっていきたいと思っております。実際にこの項目があったとしても項目を通して意見申し出があったのは全体の15.9%しかないそうです。その中でも個人に対する要望というのはほぼほぼないと文部科学省のデータもございますので、仮にあったとしても各学校のほうではその部分を十分わきまえながら活用していると捉えております。私のほうからは以上でございます。

○委員長(小西秀延君) ほかにございませんか。ないようでございますので、白老町小中一貫型コミュニティ・スクール基本構想(案)について終了させていただきます。お疲れさまでございます。

○委員長(小西秀延君) 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時04分

再開 午後 2時15分

○委員長(小西秀延君) 休憩を閉じて会議を再開いたします。

次、白老町男女共同参画計画あいプラン素案(第4次)についてでございます。まず担当課からの説明をお願いいたします。

山本生活環境課長。

○生活環境課長(山本康正君) それでは本日は白老町男女共同参画の説明とご意見をいただける機会をいただきありがとうございます。それではこれより白老町男女共同参画計画あいプラン(第4次)素案の説明をさせていただきます。説明につきましてはお手元の白老町男女共同参画計画あいプランの(第4次)素案を基に行ってまいります。本計画の素案は、11月21日からパブリックコ

メント手続きを行わしていただいているものを本日の委員会協議会に提出してございます。私のほうから計画の趣旨、役割、位置づけ、計画期間などのご説明申し上げたいと思います。その後の現状と課題、基本理念と基本目標、行動計画などについては担当の小野寺主査のほうからご説明させていただきます。

それでは1枚目をごらん下さい。目次でございませう。この計画は構成でございませうが、第5章からなっております。5章プラス資料編ということで計画の構成はなりたっております。

次のページお開き下さい。第1章に入ります。計画の基本的な考え方ということでご説明します。1. 計画策定の趣旨でございませうが、こちら内容といたしましては「男女共同参画社会基本法」法律が制定されて以来、男女共同参画の実現に向けましてさまざまな取り組みが官民間わず進められてまいりました。町におきまして平成17年3月に「白老町男女共同参画計画・あいプラン」第1次が策定されまして、その施策を推進しつつ2次、3次と改訂をしてまいりました。しかし町民意識調査結果や、これまでの取り組み状況を見ても男女の役割の固定化する意識は依然として存在しておりまして、男女共同参画社会の実現には、なお一層の努力が必要だと考えてございませう。このことから「第4次白老町男女共同参画計画・あいプラン」の策定にあたっては「白老町総合計画」と国や北海道の法令・計画等との整合性を図りながら、町長公約である父親の子育ての参加促進、女性の就業支援など子育て世代が暮らしやすい環境づくりなどに配慮した男女共同参画を進めてまいりたいと考えております。2. 計画の役割でございませう。こちらについては本計画の役割について記載しておりますが、この計画は「第5次白老町総合計画」の部門別計画となっております。町における男女共同参画施策の方向性と具体的施策を示すものでございませう。

次のページお開き下さい。町が目指す方向や目標を示すことにより、町民の理解と協力を得るとともに町民一人一人がそれぞれの立場で自主的かつ積極的に男女共同参画の実現に向けて取り組んでいただくための指針となるものでございませう。3. 計画の位置づけでございませう。本計画でございませうが男女共同参画社会基本法第14条の規定によります市町村計画となっております。また概念図下でございませう「第5次白老町総合計画」を上位計画といたしまして、個別計画という形になりまして《国の関連法令・計画》、《北海道の関連条例》計画または白老町にありますその他の計画。例を挙げますと白老町子ども子育て支援事業計画など《関連計画》との整合と連携を図りながら推進してまいります。4. 計画の期間ですが平成28年度から平成31年度までの4年間となっておりますが、必要に応じて見直しを図ってまいりたいと考えてございませう。その後の第2章以降につきましては小野寺主査のほうから説明をさせていただきます。

○委員長（小西秀延君） 小野寺主査。

○生活環境課主査（小野寺修男君） それではよろしくお願ひいたします。第2章現状と課題でございませう。資料の3ページをお開き下さい。第2章現状と課題、1. 男女共同参画を取り巻く現状（1）白老町の人口こちらにつきましては平成28年5月末現在の数値を掲載してございませう。総人数1万7,852名となっております。このうち60代以上の人口を占める割合が49.9%となっております。（第3次）平成24年8月の数字でございませうが人口が1万9,126人、60歳以上の割合が46.1%ということで3%弱ふえているという実態でございませう。

続きまして4ページ目でございます。(2)白老町における男女平等参画社会の形成に関する現状。こちらにつきましては平成28年4月1日現在の人数を載せさせていただいております。前回(第3次)平成24年のときと少し変わったところについてご説明したいと思います。上から3段目町内会長のところでございますが、前回のときには女性が2名、今回4名という数字になってございます。中段でございます。農業委員会、固定資産評価審査委員会、一番下段になります行政相談員こちらにつきましては平成23年度(第3次)には登用はございませんでしたが、(第4次)の策定にあたりましてはそれぞれ1名ずつ女性が登用されている実態がございます。

続きまして5ページ目です。2.男女共同参画を取り巻く課題でございます。こちらにつきましては中段になりますけど中段に記載してございますが、男女共同参画に対する社会全体の意識は浸透してきているものの、性別による固定的役割分担意識や社会的慣行が根強く残っている実態がまだまだあるということでございます。このことについてこの計画における目指す課題を3点にまとめました。そちらが下段のほうに載ってございます。1.固定的性別的役割分担意識を解消し、自由に考え行動することができる意識の形成。2.仕事と家庭の調和の推進に向け、男女がそれぞれの個性と能力を發揮できる環境づくり。3.男女がともに自立し、生きがいを持つために不可欠な身体及び精神の健康づくりと相談支援の充実といたしました。

続きまして第3章計画の基本理念と基本目標でございます。6ページをお開き下さい。第3章計画の基本理念と基本目標でございます。1.基本理念こちらにつきましては、白老町男女共同参画計画(第1次から第3次)と共通の視点のもとに策定することから基本理念も踏襲することといたしました。基本理念、男女がお互いに支えあい、共に参画して心豊かにいきる社会といたしました。《基本理念の考え方》でございますが、一人一人が日頃の生活の中で考え、意識を持ってみずから積極的に取り組み、個人の価値観が尊重され、喜びと責任を分かち合いつつ誰もがいきいきと調和のとれた生活を送れることができる「男女共同参画社会」の実現と就労希望など働く場面における女性の思いを実現することを目標としていきたいと思っております。2.白老町が目指す男女共同参画社会の姿でございます。こちらにつきましては家庭では、地域社会では、職場では、学校ではということで、それぞれの環境においてあるべきすがたを載せさせていただいております。

続きまして8ページのほうに移ります。1.基本目標です。こちらにつきましては3点の基本目標を挙げて男女共同参画のまちづくりを進めてまいります。まず始め基本目標1でございます。男女共同参画社会の実現を目指す意識の改革。一人一人の意識改革、社会全体における機運の醸成を図るとともに男女共同参画に関する調査、情報収集の充実を図り町民各層に向けた幅広い啓発活動に努めてまいります。(施策項目)といたしまして①男女共同参画の啓発の推進。②男女平等教育・学習の推進。③人権についての認識の浸透ということで下記のほうに目標数値を掲載させていただきました。

続きまして9ページ目でございます。基本目標2、家庭・職場・地域における男女共同参画の推進でございます。男女がともに家庭生活の役割を果たしながら、就労や地域社会で活躍できるよう子育てや介護を支援できる体制づくり、安心して働ける職場づくり、地域活動の活性化に向け個性と能力を發揮できる環境づくりを進めてまいります。(施策項目)につきましては①家庭生活と社

会生活の両立の促進。②就労の場における男女共同参画の促進。③地域社会における男女共同参画の促進。④政策・方針決定過程への女性の参画拡大。同じく目標数値を下記のとおり設定をさせていただきます。

続きまして10ページでございます。基本目標Ⅲ、男女がともに元気で安心して暮らせる環境づくりでございます。個性と能力を磨き社会における自己実現が図られるよう、多様な学習機会の提供や自主活動への支援など学習環境の充実を図ってまいります。女性を始め子供や高齢者など社会的弱者や家庭における暴力が大きな社会問題になっていることから、予防啓発活動や相談・支援体制を充実するとともに、保健、医療、福祉の連携を図り、生涯を通じた健康づくりを支援してまいります。（施策項目）でございます。①生涯学習の推進。②生涯にわたる健康づくりの推進。③あらゆる暴力の根絶の推進。④相談・支援体制。の充実。それらにつきまして下記のとおり目標数値を設定させていただきました。

続きまして11ページでございます。こちらのほうはページが横向きになるのですが、今お話ししました6ページから10ページまでを体系図におとしたものです。左端から（基本理念）男女がお互いに支え合い、ともに参画して心豊かにいきる社会。（基本目標）こちらにつきましては3つの基本目標を持ってございます。続きまして（施策項目）でございます。こちらにつきましては11の施策項目をもってございます。それぞれにつきまして（取り組み内容）として34の取り組みを進めてまいりたいと考えております。

続きまして第4章に移ります。計画の内容でございます。こちらにつきましては12ページからなりますが、行動計画ということで今お話ししました11ページの体系図を詳細にまとめたものでございます。〈基本目標Ⅰ〉「男女共同参画社会の実現を目指す意識の改革」に向けて。こちらにつきましては3つの施策を持って進めてまいります。1-1男女共同参画の啓発推進。町民の男女共同参画への理解を広げるための啓発活動を推進してまいります。取り組みといたしましては、（1）広報活動の充実の2項目について取り組んでまいります。1-2男女平等教育・学習の推進。幼少期からの男女共同参画意識の形成、町民の男女共同参画の認識を深めるための教育・学習活動を推進してまいります。取り組み内容といたしましては、（1）男女共同参画に配慮した教育の推進など2項目に取り組んでまいります。

続きまして13ページです。1-3人権についての認識の浸透でございます。こちらにつきましては、固定的な考え方に捉われず、互いの個性を尊重する（多文化共生）意識を醸成するため、人権についての認識の浸透を図ってまいります。取り組みといたしましては、（1）人権に関する相談体制の整備のほか3項目について取り組みを進めてまいります。

続きまして14ページのほうです。〈基本目標Ⅱ〉「家庭・職場・地域における男女共同参画の推進」でございます。こちらにつきましては4つの施策について進めてまいります。2-1家庭生活と社会生活の両立の促進。男女が家事、育児、介護など家庭における責任とともに担いながら社会活動への参加を促すため、家庭生活と社会生活（仕事を含めた）の両立を支援してまいります。取り組みといたしましては、（1）子育て支援の充実のほか2項目に取り組んでまいります。こちらのほうの（3）男性の育児への参加促進という項目でございますが、これが今回新たに（第4次）とい

うことで入れさせていただいております。③父子手帳の活用ということで現在28年度から事業を行っているところでございます。

続きまして施策の2-2就労の場における男女共同参画の促進。男女がともに意欲を持って安心して働き続けることができるよう、男女共同参画の視点に立った職場環境、社会環境の整備を推進してまいります。取り組みといたしましては、(1)安心して働き続けることができる子育て環境の整備のほか4項目について取り組んでまいります。今お話ししたところ15ページのほうですが、上段のほうの(4)(5)でございます。こちらにつきましては、第1次産業に対する男女共同参画の推進ということで、新たに白老町の(第4次)のほうに盛り込んでまいります。

続きまして2-3でございます。地域社会における男女共同参画の促進。男女の社会活動への積極的な参加を促進するため、参加しやすい環境づくりと参加機会の拡大を図ってまいります。取り組みといたしましては(1)女性団体活動の活性化のほか2項目に取り組んでまいります。

続きまして2-4政策・方針決定過程への女性の参画の拡大。一人一人の価値観を認め合い、潜在している女性の個性と能力を発揮するため、政策・方針決定過程への女性の参画を拡大してまいります。取り組みといたしましては、(1)行政における各種審議会などへの女性登用の拡大のほか1項目に取り組んでまいります。

続いて16ページでございます。〈基本目標3〉「男女がともに元気で安心して暮らせる環境づくり」に向けて。こちらにつきましても4つの施策に取り組んでまいります。3-1生涯学習の推進。男女がそれぞれの個性と能力を磨き、社会において自己実現が図られるよう、多様な学習需要に対応した学習環境の整備を推進してまいります。取り組みといたしましては、(1)学習機会の充実。のほか1項目に取り組んでまいります。3-2生涯にわたる健康づくりの推進。男女がともに自立し、元気にいきいきとした生活を送るため、生涯にわたる健康づくりを推進してまいります。(1)子供からお年寄りまでの健康づくりの推進のほか4項目に取り組んでまいります。

続きまして18ページのほうになります。3-3あらゆる暴力の根絶の推進。一人一人がお互いの人権を尊重しあい、精神的にも肉体的にも健やかな生活を送るため、あらゆる暴力の根絶を推進いたします。取り組みといたしましては、(1)ドメスティックバイオレンス(DV)対策の推進のほか4項目について取り組んでまいります。3-4相談・支援機能の充実でございます。広範多岐にわたる男女共同参画に関する問題や生活上の悩み、ニーズなどに的確に答えていくため、相談・支援体制の充実を図ってまいります。取り組みとしましては、(1)男女共同参画に関する相談・支援の充実など1項目に取り組んでまいります。

続いて第5章計画の推進でございます。19ページになります。1.連携と協働による計画の推進。こちらにつきましては、(1)行政の役割・姿勢。(2)町民、事業者の役割・姿勢ということでそれぞれに載せさせていただいております。

続いて2.計画の進捗状況や施策の点検、評価の実現でございます。こちらにつきましては、男女共同参画の状況や計画の成果を図るために、先ほどご説明いたしました推進指標(目標値)を掲げて取り組んでまいりたいと思っております。推進状況につきましては役場内の男女共同参画検討委員会の中で毎年点検、評価をしてまいりたいと考えております。

続きまして資料編でございます。資料編資料1、20ページから23ページまで記載してございます。冒頭うちの課長のほうから説明ございましたが、23ページ2015年昨年でございますが国のほうで女性職業生活における活躍の推進に関する法律制定されました。本年2016年北海道のほうで北海道女性活躍推進計画策定されてございます。それらの法令関係と整合性を図るということでもありまして、今回白老町（第4次）のあいプランの策定をしたものでございます。

続きまして24ページ資料2でございます。こちらにつきましては今年度2回行いましたが、男女共同参画推進懇話会ということで、町民方々からの意見こちらにつきましては現状課題についていただいた意見をまとめたものでございます。

続きまして最後25ページになりますが、資料3ということで計画の策定経過及び事務局名簿ということで載せさせていただいております。説明は以上で終わります。

○委員長（小西秀延君） ただいま担当課からの説明が終わりました。質疑のあります方はどうぞ。西田委員。

○委員（西田祐子君） 説明ありがとうございます。まず1点目なのですが大体わかりました。8ページ、9ページ、10ページの基本目標というのはわかったのですが、基本目標の中の今現在白老町の現状の数値が載っていないのですが、基本的な現状数値が載って目標値がきちんと示されないと、どれだけ白老町で努力して頑張るという意味がわからないのでどうなのかなと思います。9ページのところ細かいことなのですが、男性が家事・育児・介護にかかわる平均時間105分となっています。1時間45分だと思うのですが、現状の女性の家事にかかわる時間、それが一体何時間になっているのか白老町内では。そういうことが把握しているのかどうかわかりませんが、そういうものと比べて男性の1時間45分（105分）というのは男性が育児にかかわっている部分っていうのが大幅にふえましたっていうのが示されるのかどうか大事になっていくのではないかと思います。それが2つ目気になりました。3つ目審議会、女性委員の割合が35%となっているのですが、私の考え方では白老町議会でしたら今14名のうち3名女性です。つまりいろんな審議会の中で女性1名だけ入っているだけでだめだと思うのです。少なくとも複数になるような目標値を持ってほしいと。5人だったら2人、そうならないとバランス的に、たった1人の女性が審議会の中で意見を述べられるかっていったら、非常に厳しい部分があるのでそういうところはぜひ考えていただきたいなと思います。それと最後になりますが、この計画の実行計画だと思うのですが第4章の計画の内容のところ、14ページになるのか、17ページになるのどちらかと思うのですが高齢者の自立、生活支援、福祉介護サービスの充実のところ、国のほうからいわれて新しい介護支援、介護予防・日常生活支援総合事業、新総合事業っていうのが、白老町では平成29年4月からやるってなっていますけど、今のところまだ進んでいないみたいですが、これはどこかに入らない。入っていてそれはここの部分で大丈夫ですという部分が入っているのかどうかその辺お伺いしたいと思います。

○委員長（小西秀延君） 山本生活環境課長。

○生活環境課長（山本康正君） 目標のところでございますが、目標値を出している現状値が入っていないということでお話しされてはいたしましたが、現状値を押さえた中で目標値になるかと思

ますので、現状値を入れられるということについては、入れるような形で検討したいと思うのですがアンケートを取って町民の意識調査、明確に現状値を把握しているものについては入れられることはできるのですが、そのないものについては入れることができないものですから、把握できているものについて入れるものを検討させていただきたいと考えております。それから家庭生活と社会生活の両立の促進のところで男性が家事・育児・介護にかかる平均時間この目標値を設定するにあたって、女性の育児の部分で押さえているのかってこれは105分と設定させていただいたのは、前回の3次の計画の目標値をそのまま持ってきております。それで3次に女性が家事・育児にどれだけかかわっているかということ把握しているかということ、正直に言って全体としてしてはなくあくまでも105分というのは、実際にかかわっている方のアンケート等を取った中で105分が理想的な男性が育児参加すれば男性の育児参加が推進されるという意味合いで目標値に入れているものから、現状的把握で出てきた数字ではないというのが正直なところでございます。審議会の関係ですが、確かに単純にパーセンテージだけで入れてしまいますと結果論といいますか、結果として35%、何%になりましたとなってしまうので、計画の中では女性委員の方を女性が複数入る、そういったところを繁栄させるといいますか、率で出してしまうところもあるものですから、率でいうと35%というのがあくまでも目標といいますか結果論でしかないものですから、言葉としては審議会等への女性の積極的な登用という形でしか書きづらい書けないと思いますが、より推進していく方向で書き方を考えたいと思います。最後に介護の新総合事業といいますか、29年度から事業ということで担っていますが、実際介護の担当も推進計画といいますか、すみません検討委員会の中に入ってございます。書き方等について介護の高齢者自立生活支援という中で、全体として言葉で入っておりますがただ、実際新総合事業という書き方では入っていないので、この辺についてはもう一度介護のほうの担当に確認をしましてきちんと網羅されているのかどうか、新総合事業について網羅されているのかどうか確認をさせていただきたいなと考えております。

○委員長（小西秀延君） 西田委員。

○委員（西田祐子君） いろいろ検討していただけるのでありがとうございます。ぜひお願いしたいと思います。最後にあいプランの計画は国が立てているものなのですが、白老町として目指す姿は男女平等って書いていますけど、どんな姿を目指されているのか。その辺のポイント今回のつくった中で、審議会のメンバーの方々もいらっしゃいます。推進懇話会の方、そういった方々の中からどのような計画の内容になってほしいというご意見が多かったのか、それを受けて白老町としてはどのような姿を目指しているのかそこだけお伺いさせていただきます。

○委員長（小西秀延君） 山本生活環境課長。

○生活環境課長（山本康正君） 今回男女共同参画ですが計画の推進懇話会で、委員の方にお集まりいただいて2回ほどなのですが、2時間以上懇話会という形でご意見をいただいて24ページにまとめてございますが、やはり生の声といいますか男女共同参画に対しての考え方について、ご意見をお聞きいたしました。その中で男女雇用機会均等法とろんな法律が整備されていく中で、男女平等について一定程度は進んできている。ただ全体として男女共同参画というところまで至っているかどうかということについて委員の皆さんに押し並べてまだ進んでいない部分があるというこ

とは感じられている。やはり男性の育児参加で105分という形で数値申し上げましたけど、単純に育児休暇を取るにしても男性の育児休暇を取っている方は皆無に等しいということで、制度ができていたとしても男性の意識として取ってそこまでやるかと社会的に社会全体として醸成されていない。制度自体もない会社もあるというお話もありましたので、そういったことを受けて白老町として一番大きな部分は男性の育児参加、町長の公約でもありますし今回の（第4次）男性の育児参加というものを大きく捉えて、男性の育児参加が促進されるように父子手帳の交付から始まって動機づけといいますか実際子育ても男性も一緒にするのだという意識づけの中から進めるということから入りまして、いろんな教育、制度の充実、国のほうの制度もありますけどそういった部分もメインに捉えています。白老町は1次産業の関係が重要な産業でございますので1次産業についての女性の社会進出といいますか、農業経営といったものに対しても女性が参加できる、参画できるような体制づくりをとっていくというような、白老町として新たに取り組む事業として考えておりますので、男性の育児参加と1次産業についての女性の経営参加の促進という形を今回取り上げて出させていただいた新たな取り組みとしていただいたということでございます。

○委員長（小西秀延君） ほか質疑のお持ちの方。質疑なしと認めます。

以上をもちまして白老町男女共同参画計画あいプラン素案（4次）について終了いたします。

ひき続き東町福祉館の廃止についてということで担当課からの説明を求めます。

山本生活環境課長。

○生活環境課長（山本康正君） お時間をいただきまして東町福祉館の閉館ということで今原課のほうで考えてございますので内容についてご説明をさせていただき、ご意見をいただきたいと思いますと考えてございます。説明についてはうちの小野寺主査のほうから説明をさせていただきます。

○委員長（小西秀延君） 小野寺主査。

生活環境課主査（小野寺修男君） 皆さんのお手元のほうに東町福祉館廃止についてということでのペーパーがいていると思うのでそれに沿ってお話をしたいと思います。（1）施設概要でございます。東町福祉館のことについてご説明させていただきたいと思っております。①のところになります。東町福祉館でございます。昭和50年に建設され当初「児童福祉館条例」という施設であったため「白老町児童福祉会館」と称しておりましたが、昭和57年同条例の廃止によって現在の「東町福祉館」に改称され現在に至っております。今、福祉館ということで町内には東町福祉館、緑丘福祉館、飛生福祉館ということで3館を町でもっております。そのうち飛生福祉館につきましては現在には平成16年から飛生福祉会館の管理につきましては、協定を結びまして飛生の町内会さんのほうが地域で管理しているという実態になってございます。

続きまして東町福祉館利用及び収支状況でございます。（2）のほうに移ります。①利用状況でございます。23年度から年度別に利用人数を表のように載せてございます。平成27年度ですけど利用件数257件、利用人数が2,501名ということでふえてございます。同じく収入状況につきましても24年、25年、26年と同じような金額だったのですが27年に23万ということでふえてございます。こちらにつきましては平成27年6月から日の出町にございました囲碁クラブというのがあるので、そちらの施設が廃止になったということで、福祉館が空いていればということで人数が入っ

てきてございます。

続きまして2ページ裏のほうになります。こちらのほうの③でございます。支出状況でございます。こちらにつきましても23年度から27年度までかかった経費について精査しております。こちらにつきましても一人当たりの人件費が7,000円から8,000円かかっていたのですが、27年度につきましては収入増等がございまして、一人当たり2,958円というような経費の按分になってございます。廃止に向けての地元との協議等のことですがこれが2番目の(1)に載せてございます。東町福祉館廃止方針ということで、こちらにつきましては白老町集中改革プランということで(平成17年から21年度)において行われておりまして、平成20年に東町福祉館を利用している町内会(東町第2・3町内会並び日の出第2町内会)町内会長さんとお話をしまして町内会館の移管についてのお話をさせていただきました。そのときのお話なのですが、町内会の経費が大きくなるということで何とか使えるうちは使っていきたいと現状維持のまま施設利用を続けたいと要望がありました。町としては利用をできる範囲で利用を認めると町内会、利用団体に伝えておりました。しかしながらそれから8年も経過してございまして、さらに施設の老朽化も進んでおります。天井もかなり雨漏りもしてございまして、抜本的に直してございませぬので、雨漏りのする部分、外壁が一部滑落するとかございます。修繕を抜本的な工事をしなければ全面的に使用は耐え難い状況になってきております。そのようなこともありまして28年3月に再度町内会の会長さん方に28年度に閉鎖をしたいという意向を伝えました。これにつきましては白老町の公共施設等管理計画ということで、ことしやっておりますがこの中にも白老町の東町福祉館という施設について廃止の方向ということも具体例も出ておりますからそれをもって話しさせていただきました。つきましては近くに代替え施設があるということの前提の基に考えてございまして、代替え施設としましては健康福祉センター通称いきいき4・6、それからここに抜けていますけど白老中央生活館等の使用などをさせていただきたいとお話ししているところであります。その中では町内会の会長さん方には閉鎖については仕方がないと、ということでの話はいただいております。閉鎖にあたりましては高齢者クラブさんが持っているものですから備品等もあるものですから、その管理する場所をほしいという要望は挙がってございました。

続きまして3ページでございます。(2) その他の利用団体の協議でございます。現在東町福祉館を継続的といいますか、主に使っている団体が3つございます。編み物サークルさん、書道教室さん、囲碁クラブさんでございます。編み物サークルさん、書道教室さんにつきましては従来から使っている団体でございまして、こちらにつきましては平成20年のときもお話をさせていただき、今回28年度の廃止に向けては一応方向性についてはお話しさせていただいております。続きまして囲碁クラブさんですけど囲碁クラブさんは平成27年の7月から利用するというので、このときから廃止をするという考え方をもって原課でも進めておりましたから、囲碁クラブさんに関しましては入ることには構わないけどこのままずっと会館は開いてはいませぬよと、あと何年やるかわかりませんがそういう施設であるということを理解して下さいといった中で利用をいただいている現状でございます。こちらの団体につきましても近隣の公共施設の利用を使っていきたいということで、うちのほうではいきいき4・6もしくは、こちらは字が間違っておりますが、白老

中央生活館等の公共施設を利用していただきたいとお話を申し上げます。あと皆様の資料のほうには地番図がついてございまして、カラーの写真、会館の外観、また内装等について載せさせていただきます。以上でございます。

○委員長（小西秀延君） ただいま担当課からの説明がございました。これにつき質問のあります方はどうぞ。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） それでは質疑なしと認めます。

◎閉会の宣言

○委員長（小西秀延君） 以上をもちまして、東町福社会館の廃止について委員会協議会を終了いたします。お疲れさまでございます。

（午後 3時00分）